

生命主義とキリスト教

米国の中絶論争に学ぶ

田島靖則*

抄録

日本では一般に、「人命は地球より重い」という生命主義的価値観があると信じられている。一方で、人工妊娠中絶には大いに寛容であり、「中絶天国」などという自嘲的な評価さえ存在する。一方米国では、人工妊娠中絶を巡る論争、いわゆる「プロライフ - プロチョイス論争」は国を二分する大議論となつて久しい。特に、米国の倫理的価値判断に強い影響力をもつキリスト教会における議論のゆくえには、大いに興味をそられる。本論文においては、特に「全米プロライフ宗教協議会」(National Pro-life Religious Council)と、「産児選択宗教連合」(The Religious Coalition for Reproductive Choice)に属するキリスト者たちの主張に耳を傾ける。同じキリスト教信仰に立ちながらも、両陣営に分かれて議論を戦わせる彼らの意見に傾聴し、人工妊娠中絶という苦渋の選択をなそうとする女性と、生まれ出ようとする胎児、その両者の隣人となるための方法を考える。

Key words : 人工妊娠中絶 生命主義 プロライフ - プロチョイス
全米プロライフ宗教協議会 産児選択宗教連合

~序~

「人命は地球より重い」。これは、1977年に勃発した日本赤軍によるダッカ日航機ハイジャック事件の際に、福田赳夫首相が発した言葉である。以来、我が国における生命主義的思考をリードするスローガンとなってきた観がある。「人命救助はあらゆる事柄に優先する」。これは、古来より我が国に存在した至上的な価値観であるとは言い難い。わざわざ文献を紐解いてみるまでもなく、誰もが「姥捨て」や「間引き」について聞き知っているこ

とだろう。また極めて不快な表現であるが、「中絶天国」などという自嘲的な言葉さえ囁かれている。

もしも、「人命は地球より重い」というのであれば、その根拠が示されて然るべきであろう。日本国憲法は第13条において、国民の「生命、自由、幸福の追求」についての権利を最大限尊重すると謳っているが、明確に「国民」としての認知を受けられない「人命」については沈黙を守っている。具体的にいえば、胎児については未だ「国民」と認知されるには至らない存在であるから、「地球より重い人命」を持つとはみなされていない。

いうまでもないことであるが、人格をともなった生命がいつどの時点で誕生したと認められるの

* Tajima, Yasunori
九州ルーテル学院大学助教授

かについては、万国共通の基準というものは存在しない。「生命」が「人命」へと変化する瞬間を、だれもが特定できるわけではない。また、そもそも「人命」ではないヒトの「生命」などありえないとする主張も少なからず存在する。その代表格は、ローマ・カトリック教会が主張する「靈魂の即時賦与説」であり、「人格」と「生命」の分離を許容しない「生命主義」の主張である。

我が国では現在ほとんど議論にすらならない人工妊娠中絶の是非の問題も、米国においては国論を二分する大議論となつて久しい。いわゆる「プロライフ - プロチョイス論争」である。

文部科学省は1997年の神戸連続児童殺傷事件以来、「命を大切に教育」に積極的に取り組む姿勢を見せてきたが、その効果が上がっていないことは、親殺し子殺しが頻発する昨今の情勢を見ても明らかである。「命の大切さ」を自明のこととして語る従来の方法は、どこか上滑りで説得力に欠けるのである。

米国の「プロライフ - プロチョイス論争」は、遠くから冷めた目で眺める限り、そのなりふり構わぬところがどうかすると滑稽にすら映る。しかし、「人命」をめぐる問題で大人の大人が口角泡を飛ばして議論する姿こそ、現在の日本に決定的に欠けているものではないだろうか。子供たちは、大人の語る「命の大切さ」が単なるお題目に成り下がっていることを敏感に感じ取っている。我が国が陥ってしまった人命軽視の現状から抜け出すヒントが、米国で熱く繰り広げられる「プロライフ - プロチョイス論争」にあると私は考えているのである。

米国の中絶論争

1 - 1 ロウ対ウエイド判決

いわゆる「プロライフ - プロチョイス論争」は、単純化して語れば「生命主義」の陣営と、「人間の選択の自由」を「女性の権利」という視点で主張する「自律主義」陣営との戦いである。

論争の発端は、よく知られた1973年の米国連邦

最高裁における「ロウ対ウエイド判決」にある。1970年、テキサス州ダラス在住の独身女性ジェーン・ロウ（仮名）が、当時すべての中絶を禁じていたテキサス州法を違憲であるとし、有能な資格者である医師の手によって、安全に、しかも医療設備の整った病院で合法的に中絶手術を受ける権利を主張した。彼女は当時妊娠中であつた。（Baird and Rosenbaum, 2001, 63）

これは意外なこともかもしれないが、米国では1865年より1970年まで、すべての州で人工妊娠中絶は非合法とされていた。そのために素人の手によって秘密裏に行われる中絶行為が横行し、多くの女性が犠牲となり命を落としてきたという経緯があつた。1970年にハワイ州が中絶を合法化したのを皮切りに、「ロウ対ウエイド判決」が下されるまでの間にも、実に18の州が次々と中絶を合法化していった。

「ロウ対ウエイド判決」によって、米国における全面的な中絶禁止は、憲法の定めるプライバシー権行使の不当な制限にあたると認められ、違憲とされた。ただしその際、妊娠の中断について女性の権利が無制限に認められたのではない。連邦最高裁は胎児の人権についての、いわゆる「妊娠期間の三期説 (trimester system)」を提示し、胎児の母体外における「生存可能性 (viability)」確立とともに胎児の人権確立の可能性も高くなるとした。そこで具体的に裁判所が提示した「生存可能性」確立の時期は、妊娠24～28週であつた。（Pence, 2000, 173）

1 - 2 「プロライフ派」の主張

1987年に公表されたローマ・カトリック教会の『生命のはじまりに関する教書』は、奇しくも現在のローマ教皇ベネディクト16世が、教皇庁教理省長官時代に手がけた文書である。その第一章では、「人間は、その存在の最初の瞬間から人間として尊重されるべきである」と宣言され、第二バチカン公会議の決定である『現代世界憲章』にある文言、「生命は受胎されたときから最高の配慮をもって守らなければならない。人工中絶や赤子殺しはもつ

とも恐ろしい犯罪である」を引用し、いわゆる受精時における「靈魂の即時賦与」について繰り返し述べている。また同時に、生命倫理における主要な議論の一つである、「人格の獲得時期」についての議論に加えて、「生存可能性」についての議論そのものをもはっきりと否定している。(教皇庁教理省、1987)

一方、特に米国において、教義上はローマ・カトリック教会から遠いとみられるプロテスタント諸教会に属する「プロライフ派」の人々は、こと人工妊娠中絶に関しては、神学上の相違を飛び越えてローマ・カトリック教会の主張と軌を一にしているように見える。「プロライフ派」の超教派団体である「全米プロライフ宗教協議会」(National Pro-life Religious Council)には、米国福音ルーテル教会、ミズーリ派ルーテル教会をはじめ、米国長老派教会、ユナイテッド・メソジスト教会、ユナイテッド・チャーチ・オブ・クライスト、そしてローマ・カトリック教会などの教職有志・信徒有志が加盟している。このNPRCの呼びかけによって作られた「プロライフ説教集」である“The Right Choice”から、彼らの主張を拾ってみたい。

ユニオン神学校(ヴァージニア州リッチモンド)で助教授として聖書学、説教を教えるエリザベス・アクティマイア(Elizabeth Achtemeier)は、中絶問題を、自殺幫助や安楽死、高齢者への医療制限などと同列に論じている。また、自分が「プロライフ」であることの聖書的根拠は、まず出エジプト記20章3節にある十戒の「殺してはならない」にあると述べる。加えて胎児の遺伝的固有性にも触れ、胎児の創造が神の業であることを主張する。詩編24編1節「地とそこに満ちるもの、世界とそこに住むものは、主のもの。」によって、我々の命は我々自身の所有ではないと述べている。さらに創世記4章9節のカインの言葉にある「弟の番人」(brother's keeper)を引用し、我々はお互い支え合う存在であるから、たとえば15才の少女の妊娠も、もはや彼女の個人的な問題ではなく、キリストの愛においてそれは「我々の問題」となり、また「教会の問題」となるという。そこで有

名なマザー・テレサの言葉、「もしあなたに子供は要らないなら、私にください。私は要ります。」を引用し、これを実行に移すべきだと主張する。つまり、女性が中絶を選択するのは、誰の助けも得られないからであり、教会の「問題のある妊娠委員会」は、胎児の祝福式をし、ベビー服を用意し、医療的経済的サポートをなし、職業訓練、教育、カウンセリング、住居の提供、そして望まれるならば養子縁組の手配をすることができるというわけである。最後に彼女は、友人の牧師から聞いた話として、ある一人の中絶常習者となってしまった女性のエピソードを紹介している。その女性はカウンセリング・センターや友人たちから助けを得たいと思っていたが、得られたのは彼女の行為についての言い訳ばかりで、彼女は一向に安心できないでいた。最後に彼女は近所の教会へ行き、牧師にすべてを打ち明けた。牧師が彼女に、「あなたは誤ったことをした。」と言うと、彼女は、「その言葉を聞いたかったです！」と答えたという。そこではじめてこの女性には悔い改めが生まれ、そして彼女は福音の赦しを受け取ったのである。アクティマイアはすべての牧師に、少なくとも1年に1回は日曜日の礼拝で「生命の神聖主日」(Sanctity of Life Sunday)の説教をすることを勧めている。(Stallsworth, 1997, 19-27)

ユナイテッド・メソジスト教会のコニー・ローランド・アルト牧師(Connie Roland Alt)は、1993年1月の礼拝説教において、子宮内にある「赤ちゃん」は人格を持った人間ではないと判断することを、「嘘」であると断じている。また、金の亡者でその収入が絶たれることを恐れる中絶医師たちによって、女性たちは「襲われている」と手厳しい批判を展開する。最後に彼女は、インドのマハトマ、ガンディーの言葉「非暴力と真実とは分離できない、それぞれ一方のみで存在することはありえない」を引用し、中絶をなくし、傷ついた女性たちを受け入れようと勧めている。(Stallsworth, 1997, 29-33)

ユナイテッド・チャーチ・オブ・クライストのジョン・ブラウン牧師(John B. Brown)は、1989

年1月の礼拝説教において、「我々はすべて、男も女も、老いも若きも、神の恵みを必要としている」と述べている。私はここに、反セクシズム、反エイジズムの主張を読み取っている。すなわち、中絶は胎児に対する年齢による差別に他ならないという主張である。

加えてブラウンは、この社会に「霊的道德的オンチ」とでもいうべき男女が増えているという。そして、「責任を欠いた自由」を求める欲望を持つ人が多くなっていると警告する。さらに「プロチョイス」の語彙には、「子宮を一掃する」「妊娠の終局」、生まれる前の子供を「胎児」と呼ぶこと、「廃棄物」「パラサイト」「懐胎の産物」「原形質の塊」「人間になる前の組織体」などの「婉曲語法」に満ちていると指摘する。彼の主張によれば、どのような呼ばれ方にせよ、とにかくすべての人間存在は尊厳と価値を持つということである。(Stallsworth, 1997, 35・41)

ミズーリ派ルーテル教会のポール・クラーク牧師(Paul M. Clark)は、1995年1月の礼拝説教において、エレミヤ書1章5節「わたしはあなたを母の胎内に造る前からあなたを知っていた。母の胎から生まれる前にわたしはあなたを聖別し諸国民の預言者として立てた。」に言及し、尊厳(dignity)の意味について語っている。原語であるラテン語のdignitasには、「仕事」「功績」といった意味があることに着目し、人間は神の「仕事」により存在するゆえに尊厳を持つと説明する。尊厳の根拠は、我々が何を(できるか)ということとは無関係であるという極めてルター派的な説明がなされている。しかし同時に、「もし生命が、変化の連続の中におかれているどろどろした太古の海から進化論的に発生したのなら、人命を守ることは重要ではないだろう」という聖書原理主義的主張が顔をのぞかせる。(Stallsworth, 1997, 43・48)

同じくミズーリ派ルーテル教会のエドワード・フェスケンス牧師(Edward Fehskens)は、1994年11月のLutherans for Life全国集会の礼拝で、「毎年110万人の子供が婚外妊娠によって生まれている、これは全出生数の30%に近い」「1991年に、

白人の子供の22%、黒人の子供の67%がシングルマザーのもとに生まれている」「全出生数のうち26%が非嫡出子である」「毎年100万人の子供が、両親の離婚・別離を経験している」「1990年代に生まれた子供のうち約60%が子供時代に父親不在であった」「今日、50%の子供が片親だけと暮らした経験をもつ」などの統計を示し、男が神から与えられた使命を放棄していることで、女性と子供が苦しんでいるという主張を展開している。加えて「もし女性には中絶を選ぶ権利があるというならば、胎児の父親には何の権利もないということになる」といって「プロチョイス」の立場を牽制する。(Stallsworth, 1997, 49・56)彼の主張を貫いているのは、1990年代に全米で大きな運動を展開した「プロミス・キーパーズ」の価値観、すなわち「父性の復権」である。

ユナイテッド・メソジスト教会牧師であり、メリーランド州ボルティモアにあるセントメアリー大学・神学校の新約学教授であるマイケル・ゴーマン(Michael J. Gorman)は、1994年1月の主日説教において、ルカによる福音書10章にある「良いサマリア人のたとえ」を用いて、「誰が強盗に襲われた人の隣人になったのか?」というイエスの問いが、隣人の「基準」(criteria)を問うているのではなく、その人の「品性」(character)を問うているのだと指摘する。正しい問いかけは、「隣人として存在すること」についてなのであって「隣人を定義すること」についてはなかったことに着目する。そこから導き出されることは、「胎児は厳密な意味で人間といえるのか?」という問いは間違っており、むしろ「どうしたら我々・教会は、困難な妊娠によって中絶を考えざるを得ない女性や少年やその家族の隣人となることができるか?」という問いこそ正しいということである。「良いサマリア人」としての教会は、女性と子供の両者を隣人として認識することを学ぶべきであり、その両方の隣人となるべきであるという持論を展開する。(Stallsworth, 1997, 57・60)

ローマ・カトリック教会司祭であるリチャード・ジョン・ニューハウス(Richard John Neuhaus)

は、1993年6月に行われた「全米いのちの権利大会」において、「プロライフ運動のゴールは、政治的にも文化的にも、胎児への最大限の法的擁護が支持されることである」と述べている。「ロウ対ウエイド判決」は「プライバシー」を、「家族計画連盟対ケイシー判決」(1992年連邦最高裁判決505 U.S. 833)では「自由」を産児調整のコンセプトとしているが、どちらも結果は同じであり、胎児、昏睡状態の人、認知症の人、老衰状態の人などに「選択の自由」がないことは明らかであるという。宗教は究極の関心、すなわち存在の概念、意味の概念、宇宙の概念、人命の神秘についての概念などを専門として取り扱うが、連邦最高裁は「自己絶対化の宗教」を創り出してしまったと批判する。胎児は疑いなく独自の遺伝子構造を持つ生命に他ならないという主張を展開している。(Stallsworth, 1997, 61-68)

同じくローマ・カトリック教会のニューヨーク大司教であるジョン・オコナー(John Cardinal O'Connor)は、1993年1月の礼拝説教において、中絶に関して問題となるのは「恐れ」であると述べている。すなわち、中絶に直面している女性たちの恐れとは、「子供の面倒は見られないという恐れ」「子供を養い手助けすることはできないという恐れ」「子供の父親が去っていくという恐れ」「子供が身体障害・知的障害かもしれないという恐れ」「大学で学べなくなるという恐れ」「仕事を失うという恐れ」「それほど重大ではないにもかかわらず、重要だと思える事柄への恐れ」「体形が崩れるという恐れ」「男の子が欲しかったのに女の子を妊娠したという恐れ」またはその逆のケースなどである。恐れは暴力を生み、それが胎児の死を招くというのである。(Stallsworth, 1997, 69-76)

ローマ・カトリック教会司祭であるフランク・ペイボン(Frank A. Pavone)は1995年に行った礼拝説教において、中絶の決断は女性の自由な決定として作用しているのではなく、その女性の子宮にいる子供の「生か死か」の決断として作用しているのであると述べる。我々の兄弟姉妹のまさにその命が、中絶の決断で危うくされていると

いう主張である。これがどうして「プライバシーの問題」だと言えるだろうかと述べている。(Stallsworth, 1997, 77-80)

長老派教会牧師であるテリー・シュロスバーグ(Terry Schlossberg)は、1995年に行った礼拝説教において、中絶を巡る論争は、「この宇宙には目的と意味がある」という主張と、「この宇宙にはカオスのみがある」という主張との衝突であると述べている。つまりそれは、信仰と不信仰、希望と絶望、愛と愛の欠如との軋轢だというわけである。そこで、中絶しないという選択肢を提供するために、十代で未婚の少女を教会員の家庭に迎え入れ、妊娠期間に必要な場所を提供することを勧めるのである。(Stallsworth, 1997, 81-87)

長老派教会牧師であるベンジャミン・シェルドン(Benjamin E. Sheldon)は、1989年1月の礼拝説教において、メアリー・プライド(Mary Pride)の言葉を引用して、「家族計画が出現した50年代には、女性の母性に疑問が投げかけられるようになった。60年代には、中絶の権利が主張された。70年代には、中絶は合法化され、母性は人生の選択肢の一つになった。そして今日、母性というものは単なる趣味ということになってしまった。」と述べ、現代社会には「反子供」(anti-child)の先入観が蔓延していることを憂慮する。すべての子供は、生まれた後も生まれる前も神によって創造され、愛され、神のためにケアを受ける存在であると述べ、詩編139編13節の「あなたは、わたしの内臓を造り、母の胎内にわたしを組み立ててくださった。」とエレミヤ書1章5節の「わたしはあなたを母の胎内に造る前からあなたを知っていた。母の胎から生まれる前にわたしはあなたを聖別し諸国民の預言者として立てた。」を引用し、すべての人は(胎児も含めて)、固有の人格をもち、神によって知られる独立した存在なのだとして述べている。(Stallsworth, 1997, 89-94)

ローマ・カトリック教会の修道女マザー・テレサ(Mother Teresa)は、1994年2月3日にワシントンD.C.で行われた朝禱会において、「どの子供も神の姿に似せて創造され、愛するため、愛され

るために生まれます」と述べている。また、「拒絶され、望まれず、愛されず、恐ろしがられていると感じている人々、社会から締め出されている人々、こういった人々の霊的貧困こそもっとも克服困難なものです。そして避妊、中絶といった行為は、人々に霊的貧困をもたらします。これこそ最悪の、もっとも克服困難な貧困なのです。」と述べている。そしてイザヤ書49章15節をパラフレーズして、「たとえ母親が子宮の中の子供を忘れることがあったとしても、そんなことはあり得ないでしょうが、たとえ母親が忘れるとしても、『私は決してあなたを忘れない』と書いてあります」と語っている。(Stallsworth, 1997, 101・109)

ミズーリ派ルーテル教会のチャールズ・ホワイテッドJr.牧師(Charles E. Whited, Jr.)は、1995年1月に行った礼拝説教において、現代の状況は初代キリスト教会時代にコリントの教会が陥った状況と似ていると述べ、我々の社会は「性的不道徳」を受け入れ、また大目に見ていると厳しく指摘している。つまり中絶の容認は、「性的不道徳」の容認と同一視されているのである。(Stallsworth, 1997, 111・116)

1 - 3 プロチョイス派の主張

米国において、我が国の厚生労働省に相当する機関である Department of Health and Human Services にて家族計画局の責任者を務めるゲイリー・クラム(Gary Crum)は、自らプロライフを標榜する生命倫理学者であるが、彼によればプロチョイス派が中絶容認のために掲げる理由は、以下の8点に分類できる。(Crum, 1992, 11-23)

- 1) 中絶は、結果的に社会福祉政策のコスト削減につながる。
- 2) 中絶は、被虐待児童の数を減らし、苦しみを減少させる。
- 3) 中絶は、貧困家庭の数を減らし、苦しみを減少させる。
- 4) (妊娠によって)死の危機に瀕している女性から胎児を取り出して妊娠を中止することが許されるなら、中絶もまた許されるべきである。
- 5) 強姦の犠牲となって妊娠した女性から、不必要な苦しみを取り除くために中絶は容認される。
- 6) 近親相姦の犠牲となった女性から、不必要な苦しみを取り除き、遺伝的家族的混乱を避けるために中絶は容認される。
- 7) 胎児が障害をもって生まれることが予想される場合、母親の心理的健康を損ない、家族に緊張関係が生まれ、子供の低質な生活が予想されるならば中絶は容認されるべきである。
- 8) 母親が子供の性別を選びたいと望む場合、あるいは胎児の身体組織が病気に悩む人々の苦しみを取り除くために必要とされるような場合、中絶は容認されるべきである。

ゲイリー・クラムはこの8点について、ひとつひとつ丁寧に反論を試みているが、ここではその内容には触れないこととしたい。

さて、プロチョイス派の陣営にあってひとときわ異彩を放っているのがRCRC、すなわち「産児選択宗教連合」(The Religious Coalition for Reproductive Choice)であろう。このRCRCのモットーは、“Pro-Faith, Pro-Family, Pro-Choice”であり、「我々は信仰においてプロチョイス」、「祈りの姿勢のプロチョイス」、「中絶は、道徳的、倫理的、宗教的な責任ある決断であり得る」と謳っている。(Gorman, 2003, 3)

このRCRCは、プロチョイスとしての6つのテーマを掲げている。

- 1) 神が与えた性と出産にまつわる絶対的自由には、中絶の権利も含まれている。
- 2) 孤立する女性たちや十代の少年たちは、それぞれが道徳的主権的存在である。
- 3) 出生前の人命の道徳的位置づけは、卑小化される。
- 4) 産児調整としての中絶の正当性
- 5) 中絶の神聖性
- 6) 聖書によって立証されるプロチョイスの神は、

すべての選択を祝福する。

特に衝撃的なのは、「人工妊娠中絶」と「神聖さ」が結びつけられている点であろう。マイケル・ゴーマン (Michael J. Gorman) とアン・ブルックス (Ann Loar Brooks) が、RCRC への批判を記した論文に “Holy Abortion?” というタイトルを付けたのももっともなことである。興味深いことにゴーマンとブルックスは、RCRC の中絶に対する態度は、キリスト教の歴史に見る戦争の取り扱いとのアナロジーにおいてよく理解されると指摘する。(Gorman, 2003, 30)

完璧主義(perfectionism)とプラグマチズム(pragmatism)

2 - 1 「正しい戦争」と「聖戦」

マイケル・ゴーマン (Michael J. Gorman) とアン・ブルックス (Ann Loar Brooks) は、中絶論争を平和主義論争との類比において説明を試みていることは前述の通りである。彼らは現代の主流派キリスト教倫理における選択肢として、「絶対平和主義」と「正しい戦争」を挙げている。

「正しい戦争」思想においては、致命的暴力は、厳しい倫理的道德的ガイドラインに照らして、ただ最終手段としてのみ承認される。戦争とは、あらゆる手段を講じて避けるべき、祝福されざるものとして認識される。理論上、戦争は謙虚に改悛の情をもって告発されるべきものである。敵は人間として取り扱われるべきであり、非戦闘員は標的とはされない。神の意志による戦争、あるいは神に祝福された戦争というものは否定される。悪に満ちた世界では、戦争は状況に応じて人間の行動として道徳的に正当化される。しかしそれは決して「聖なるもの」ではありえない。(Gorman, 2003, 31)

ここで注目すべきは、「正しい戦争」とは、いわゆる「聖戦」とは区別されるということである。

「聖戦」とは、彼らが前述の文中で否定している「神の意志による戦争、あるいは神に祝福された戦争」のことである。

現代の主流派キリスト教会のなかで、正面切って十字軍的「聖戦」を肯定する教派はない。しかし「聖戦」ではなく、「正しい戦争」を否定しない教会は少なからず存在する。そのひとつがルーテル教会である。ルーテル教会の信仰告白文書である『アウグスブルグ信仰告白』の第16条において、「正しい戦争」に従事することは正当であると謳われている。しかしここで再度確認されるべきは、肯定されている「正しい戦争」においては、ゴーマンとブルックスが定義するように、「敵は人間として取り扱われるべきであり、非戦闘員は標的とはされない。」のであって、ときに胎児を「人格を持たぬ存在」とし、無抵抗である胎児の命を奪うことを是とする中絶容認の立場は、「正しい戦争」のアナロジーとしてはふさわしくないと行わなければならない。

2 - 2 プロチョイス陣営の混乱

もし「プロライフ - プロチョイス論争」を平和主義論争の文脈で言い換えるならば、ライホールド・ニーバー (Reinhold Niebuhr) が暴力容認の是非について語る際に用いた用語を採用すべきであろう。すなわち、「プロライフ - プロチョイス論争」は、「完璧主義 - プラグマチズム論争」である。(Niebuhr, 1935, 114) もちろん、これでもまだ不十分なアナロジーに止まることは承知の上である。「プロライフ」の「絶対平和主義」「完璧主義」への言い換えには、ほとんど異論がないものと思う。一方「プロチョイス」を「正しい戦争」「プラグマチズム」とすることには、先の指摘にもあるように各方面からの異論が予想される。

まず第一に、プロチョイス陣営は決して一枚岩ではない。中絶を「女性の当然の権利」とする人々にとっては、中絶は必ずしも「苦渋の選択」ではない。ましてや「中絶の神聖性」を主張する人々にとっては、中絶は「回避すべき選択肢」ですらないのである。しかしプロチョイス陣営に留まる

人々の中には、「苦渋の選択」としての中絶の容認を求める者も多く、その場合は「必要悪」として中絶は容認されているに過ぎない。この立場であれば「正しい戦争」のアナロジーは一部有効となる。

さらにプロチョイス陣営の混乱を深くしているのが、「胎児は人格を持った人間か否か？」についての認識である。プロライフ陣営はこの点については完全な一枚岩である。彼らの主張によれば、胎児はどの段階においても人格を持った完全な人間であり、「人間か否か？」という問いかけ自体がナンセンスなのだ。

しかしプロチョイス陣営のみならず、そもそも生命倫理的にも、胎児の人格発生時期についての統一された見解というようなものはないのであって、あるのはただ「胎児の生存可能性確立時期」と「母胎の危機を避けるための基準」のみであり、「ロウ対ウエイド判決」が、「それ以降の中絶禁止を法制化できる」としたのも後者の理由を根拠としているのである。

キリスト教倫理学の最左翼ともいべきジョゼフ・フレッチャー（Joseph Fletcher）の見解は以下の通りである。

最低限の理性と精神性を欠く存在は、たとえ身体器官が機能しており、自発的生の過程にあるとしても、それは人間とはいえない。もしも事故や病気で脳を失い、中脳と脳幹が自発的に機能しているとしても、それはモノであってヒトではない・・・脳のない生物体は人間ではないのである。（Fletcher, 1979, 135）

フレッチャーのように、理性や精神性をもって人格の基準とする生命倫理学者は少なくない。ただその理性・精神性の確立時期については、自己認識の確立後であるとか、言語能力の獲得後であるとか様々な見解がある。しかしこれらの立場に共通していることは、出生前に人格が確立するとは考えられないという点にある。

またこれとは別に、胎児はまだ人間ではないけ

れども、しかし将来人間となる「可能性」をもつ「いのち」であるから、やはり人格を持った人間と同じように取り扱われるべきであるという主張がある。しかしこのような「可能性論者」に対して、フレッチャーは皮肉を込めて以下のように言い放つのである。

反中絶論者はしばしばこのように言う。「とにかく、胎児には人間となる可能性がある。たとえば、形態上未発達だが精神の基礎となる身体組織は、8ヵ月目には発生する。」と。これは、事実として胎児は人間ではないということを認めているのと同じである。この「可能性」イコール「現実性」であるという議論は、「どんぐりは樫の木である」、「約束は履行である」あるいは「青写真は家である」と主張するようなものである。（Fletcher, 1979, 135）

この人格の確立時期についての議論に深入りしても、それがいわゆる「神学論争」に終始するであろうことは容易に予想がつく。「神学論争」とは、皮肉でそう言っているわけではない。「いのち」の始まりと終わりについての議論は、どうしても「神学論争」にとならざるを得ないのであって、そこでは自然科学の定義は用をなさないのである。何をもって「人」とするかは、自然科学の命題ではなく、むしろ人文科学の命題であり、神学の命題である。

以上のような概観から導き出される「プロライフ・プロチョイス論争」のアナロジーには、やはりニーバーの言う「完璧主義 - ブラグマチズム論争」がふさわしいようである。ブラグマチズムは、単純な真偽の二分法を否定する。つまり、プロチョイス陣営に身を置きつつ、胎児の人格性を問題とする人々にとって、どの時点での中絶は正であり、どの時点で誤となるのかを確定することは困難であり、もしそれが多種多様な社会的・文化的コンテクストを抜きにして論じられるのであれば、実効性を伴った中絶の議論は成立しないということである。

キリスト教会としての対応

3 - 1 RCRC 加盟教会の場合

前述の「産児選択宗教連合」(The Religious Coalition for Reproductive Choice)には、現在4つの主流派プロテスタント教会、すなわちユナイテッド・メソジスト教会、米国長老派教会、米国聖公会、ユナイテッド・チャーチ・オブ・クライストが加盟している。

しかし少なくとも、その4つの主流派教会のうち3つについては、中絶は「悲劇的な最終手段」であって、通常は避けるべき事柄であり、容易に許されることではないという考えを明らかにしている。(Gorman, 2003, 33)

RCRCが掲げるプロチョイスの6つのテーマについては既に触れたが、「中絶の神聖性」を含むすべての項目について、加盟団体が一致して賛意を表しているわけではないということには留意すべきであろう。前述の4つの主流派教会のうちで、唯一RCRCの基本方針に最も近い態度を表明しているのがユナイテッド・チャーチ・オブ・クライスト(UCC)である。UCCは1987年の総会にて、「中絶は『社会正義』の問題であり、(最終手段として)家族計画・産児調整の正当な手段であることを意味する」との決議を行っている。しかしそこでは同時に、「予期せぬ妊娠に直面している人は、中絶する前に、出産して子供を育てるか、子供を養子に出すかを考えるべきである」と勧めている。(Gorman, 2003, 42)

ゴーマンとブルックスの分類によれば、前述の4つの主流派教会の中絶にまつわる公式見解は、以下の4点に集約される。(Gorman, 2003, 34)

- 1) 婚姻関係内における、契約的な責任あるセックス
- 2) キリスト者の共同体における意志決定
- 3) 出生前の人命の神聖さ
- 4) 産児調整のためでなく、苦渋の選択としてのみ許される中絶

3 - 2 米国福音ルーテル教会の場合

米国福音ルーテル教会(The Evangelical Lutheran Church in America)は、かつて一度もRCRCの加盟教会であったことはない。1995年のELCA総会における「教会としてのRCRCへの協力」をめぐる決議は、778対101で否決されている。(Gorman, 2003, 44) ELCAの教会としての公式見解は、プロチョイスの立場表明は行わないということであり、中絶に関しては明確に「正しい戦争」のアナロジーにおける「苦渋の選択」の立場を表明している。

確かに全体教会としては、RCRCに賛同しないELCAであるが、もちろんそれはプロライフ陣営への無条件の賛同をも意味するものではない。そのことは、ELCA内の組織であるルーテル女性会派(The Lutheran Women's Caucus)がRCRCの正式加盟団体となっていることを見ても明らかである。1991年にELCAの総会において表明された「中絶についての社会的声明」は以下の通りである。

子宮内で成長しつつある命は、生まれ出るための絶対的権利を持つわけではない。同様に妊娠中の女性は、妊娠を中断するための絶対的権利を持つわけではない。女性と、女性の子宮内で成長しつつある命の両者への関心は、共通の生命への責任として表明される...我々は神が命の創造主であると信じる。ゆえに数多く行われている中絶行為は、本教会にとっての深い憂慮の源となっている。我々は神が造られた命が失われることを悼む。キリスト者として強く望まれることは、命を守り保つことである。中絶は、ただ選択の最終手段としてのみあるべきである。⁽¹⁾

ELCAの社会的声明には、中絶をめぐる議論においては、一般論としての「プロライフ・プロチョイス」という立場を超えた視点が求められるということが記されている。ELCAは、既に述べたとおり「全米プロライフ宗教協議会 = NPRC」への賛同者も、「産児選択宗教連合 = RCRC」への賛

同者も内包する教会組織である。このような対立の一致については、妥協や諦念とは違ういわば「信仰における一致」を目指す寛容さが求められるのであろう。

～ 結語 ～

プロライフ陣営に属する牧師・司祭の主張には、それなりに首肯できる部分もある。中絶を回避するために、女性を教会においてあらゆる方法で支援するという主張は頼もしい。しかし、現実に望まない妊娠を続ける女性を、出産まで、あるいは出産後も、時間的・空間的・財政的・精神的に支援し続けることは容易なことではない。プロチョイス陣営のある研究者の言葉を借りて言えば、「中絶をやめて養子縁組させるべきだ」というお手軽な勧めは、中絶をめぐる議論においては、誰にでも思いつく「バンパー・ステッカー・レベル」の発想でしかないということになる。⁽²⁾

中絶を法律で禁じたところで、何も良い結果が生まれないことは、「ロウ対ウエイド判決」以前の米国の状況を見れば明らかである。性教育の徹底はもちろんのことであるが、つまるところ我々の社会が、どこに向かって何を目指そうとするのかという社会的なコンセンサスが得られない状況では、技術論的な性教育は無力である。

また一方で、「中絶は神に祝された行為である」ということになにわかに賛同することもできない。「正しい戦争」を「聖戦」に昇格させることは、「物言わぬ生命の軽視」という恐ろしい弊害をもたらすに違いない。

さて、最後に我が国日本に目を転じてみたい。この国は揶揄されているように「中絶天国」なのであろうか？米国のペンシルバニア大学で日本思想を講じるウィリアム・ラフルーア (William R. LaFleur) は、その著書において日本固有の「水子供養」の普及に着目し、日本人が中絶をどのように合理化してきたかについて解明を試みている。ラフルーアによれば、初期仏教の戒律においては、殺生の禁止は胎児の中絶にも及ぶものであったは

ずだが、中絶は胎児を神仏の世界に一時的に「カエス」ことによってやがて「黄泉がえる」という考え方が普及したために、間引きを殺人と同一視することはなくなったという説を紹介している。ただ、このことによって日本人は中絶について全く良心の呵責を感じなくなったのかといえ、そうではないとラフルーアは言う。事実、中絶経験者の多くが水子供養を望み、水子儀式を引き受ける寺院に奉納される絵馬の多くには、水子への謝罪の言葉が書き連ねられており、そこには日本人の深い罪意識が反映されているとラフルーアは指摘する。このことは、『菊と刀』を記したルース・ベネディクト (Ruth Benedict) の「恥の文化」説を否定する証拠であるとまで言うのである。ラフルーアの目下の関心は、水子供養が日本のキリスト教にどのように取り入れられるのかという点にあるという。(LaFleur, 1992)

「人命は地球より重い」という言葉は、いつでもでも通用するわけではない。ジョーゼフ・フレッチャー (Joseph Fletcher) の言葉を借りれば、もしいついかなる時も「人命が地球より重い」のであれば、英雄的行為や殉教、正当防衛における殺傷などの行為には、倫理的根拠を提供することはできないということになる。(Fletcher, 1988) 人工妊娠中絶は、よく言われるように「神を演じること」なのだろうか？それとも、神の委託による責務なのだろうか？私はこの点については後者を支持する。しかしこのことによって、生命の神聖性が帳消しになるということは許されるべきではない。人工妊娠中絶はあくまで「苦渋の選択」としてのみ成立するのであって、そこには「慰め」はあるが「祝福」はない。キリスト者の立場で言えば、「神の委託による責務」こそ、地球より重いと知るべきであらう。我々は、神に無断でそうしているのではなく、神の委託を受けた管理者 (steward) として判断し行動するのである。

人間は、いつ人格を獲得するのか？人間を人間としているものは一体何なのか？いわゆる生命主義の優れた点は、その立場上「弱者」と目される存在の権利を保障できるという点にある。しかし、

その生命主義があたかも機械論的・決定論的に例外なく主張されるのであれば、私たちが「神の委託に忠実であろう」とする自由意志そのものが無意味であるということにもなりかねない。20世紀のいわゆる生氣論論争は、あらゆる生命現象は物理的・化学的法則によって説明可能であるという機械論側の圧倒的勝利に終わった。しかしその結果が、昨今の風潮である「いのちの軽視」という形で現れていることを、誰が否定できるだろうか？ 聖書原理主義の発想から、進化論を否定するような知的創造論を持ち出したいとは思わない。しかし、生命の神聖性（Sanctity of Life）は、生命の質（Quality of Life）と同様に重視されるべきものである。

もし世の中の様々な価値観が中絶を選ばせるならば、そのような価値観を覆すために心血を注ぐべきである。可能な限りの支援にもかかわらず、それでも中絶を選ばざるを得なかった者には、心からの慰めを祈るべきである。

現実的には、現在の我々に決定的に欠けているものは、人命尊重の倫理・道徳的規範などではない。欠けているのは、中絶を選ぼうとする人たちに実現可能な他の選択肢を用意するための努力である。苦渋の選択をなそうとする女性と、生まれ出ようとする胎児。その両者の隣人となることこそ、我々の最終目標である。

参考文献

- Baird, Robert, M. and Rosenbaum, Stuart, E. eds. (2001) *The Ethics of Abortion*, New York: Prometheus Books.
- Crum, Gary, and McCormack, Thelma, (1992) *Abortion: Pro-Choice or Pro-Life?*, The American University Press.
- Fletcher, Joseph (1979) *Humanhood: Essays in Biomedical Ethics*. New York: Prometheus Books.
- Fletcher, Joseph, (1988) *The Ethics of Genetic Control*. New York: Prometheus Books.
- Gorman, Michael, J. and Brooks, Ann, Loar, (2003) *Holy Abortion?: A Theological Critique of the RCRC*. Eugene, Oregon: Wipf and Stock Publishers.
- 教皇庁教理省 (1987) 『生命のはじまりに関する教書』カトリック中央協議会
- LaFleur, William, R. (1992) *Liquid Life: Abortion and Buddhism in Japan*. Princeton University Press. (=2006, ウィリアム・R・ラフルーア著 森下直貴ほか訳 『水子』 青木書店)
- Niebuhr, Reinhold, (1935) *An Interpretation of Christian Ethics*. San Francisco: Harper & Row.
- Pence, Gregory, E. (2000) *Classic Cases in Medical Ethics*, New York: McGraw Hill Companies, Inc. (=2000, 宮坂道夫・長岡成夫訳 『医療倫理 1』 みすず書房)
- Stallsworth, Paul, T. ed. (1997) *The Right Choice*, Nashville: Abingdon Press.

註

- (1) Second biennial Churchwide Assembly of the Evangelical Lutheran Church in America, 1991, *A Social Statement on Abortion*; www.elca.org/socialstatements/abortion
- (2) Maguire, Daniel, C. *A Catholic Theologian at an Abortion Clinic*, Baird, Robert, M. and Rosenbaum, Stuart, E. eds. (2001) *The Ethics of Abortion*, New York: Prometheus Books. 201

Vitalism and Christianity:

— Learning from the Pro-Life and Pro-Choice Arguments in the United States —

Tajima, Yasunori

In Japan, it is believed that there is a vitalistic view of value, expressed in the phrase “human life is heavier than the earth.” On the other hand, we have a generous tolerance toward abortion. Therefore this country has been labeled dishonorably as “an abortion paradise.” In the United States, the abortion issue, framed between the pro-life and pro-choice arguments has been a significant conflict that has divided the country into two parts. Christianity, which exerts an important influence on the judgment of ethical values in the U.S., continues to debate with interesting responses. In this article, we will listen to Christian people who belong the National Pro-life Religious Council and the Religious Coalition for Reproductive Choice. These different opinions, which are held within the same Christian faith, contemplate what it means to be a neighbor for both women and fetuses.

Key Words : Abortion, Vitalism, Pro-life vs. pro-choice, National Pro-life Religious Council, Religious Coalition for Reproductive Choice